

# 平成 30 年度 佐々町職員採用試験案内 (第 1 回)

(社会人 資格免許職／土木技師)

佐々町役場 総務課

## 佐々町の職員採用試験を次のとおり行います

1. 受付期間 平成 30 年 5 月 15 日 (火) ～平成 30 年 6 月 14 日 (木)

2. 第 1 次試験日 平成 30 年 7 月 1 日 (日)

3. 試験職種、採用予定数及び受験資格

試験区分	試験職種	職務内容	採用予定数	受験資格 (学歴は問いません)
社会人 資格免許職	土木技師	土木技師 (それぞれの 専門技術 の業務)	2 人程度	・昭和 54 年 4 月 2 日以降に生まれた方 ・2 級土木施工管理技士資格取得者で土 木施工管理・土木設計の実務経験が 5 年以上の方

※ 実務経験については、資格免許取得後 5 年未満であっても実務経験が 5 年以上 (平成 30 年 10 月 1 日現在) あることが証明できる場合には応募することができます。

※ 受験申し込みの際、土木技師の実務経歴書の提出を求めます。

※ 受験を希望する方は、本町が取り組んでいる地方創生事業に理解があり、定住、人口増に寄与できる方を求めます。

なお、次のいずれかに該当する場合は受験できません。

(1) 日本国籍を有しない者

(2) 地方公務員法第 16 条に該当する者

①成年被後見人又は被保佐人

②禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

③佐々町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者

④日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4. 採用予定時期 平成 30 年 10 月 1 日

## 5. 試験の方法

試験の種目		試験の内容
第1次試験	社会人基礎試験	職務を遂行する上で必要となる基礎的な知的能力と適応性を検証する試験（試験問題の出題分野は下記のとおり）
	専門試験	試験職種に応じて必要な専門的知識、技術等の能力についての多肢選択式による筆記試験（試験問題の出題分野は下記のとおり）
	事務適性検査	単純な計算や文字の照合、分類等の比較的簡単な問題を数多く回答する多肢選択式による筆記試験
第2次試験	論文又は作文試験	職務遂行に必要な思考力、判断力、構成力等についての論文又は作文試験
	人物試験	人柄等についての面接（個別・集団・集団討論等）による試験
	身体検査	胸部疾患の有無、その他職務遂行に必要な健康度の有無の検査（本町が指定する医療機関の健康診断書の提出を求め、身体検査にかえます。）

### 科目別出題分野

社会人基礎	①職務基礎力試験 ②職務適応性検査	①社会的関心と理解について問う分野、言語的能力を問う分野、論理的な思考力を問う分野の3分野 ②社会人の職務・職場への適応性を性格傾向の面から検証する
高卒程度	専門（土木）	数学・物理・情報技術基礎、土木基礎力学（構造力学、水理学、土質力学）、土木構造設計、測量、社会基盤工学、土木施工

6. 試験の日時、場所及び発表

試験	日 時	場 所	発 表
第1次試験	平成30年7月1日(日)  入室開始 9時00分 着 席 9時40分 職務基礎力 10時00分～11時30分 休 憩 (約10分間) 職務適応性 11時50分～12時10分 昼食休憩 (約40分間)  事務適性 13時00分～13時10分 休 憩 (約10分間) 専門試験 13時30分～15時00分	佐々町役場  (佐々町本田原免 168-2)	平成30年7月下旬に 佐々町役場前掲示板及 び町ホームページに合 格者の受験番号を掲示 するほか、合格者に文 書で通知します。  ※ 不合格者には通知 しません。
第2次試験	第1次試験合格通知の際にお知らせします。		

7. 受験手続及び受付期間

受付期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成30年5月15日(火)から平成30年6月14日(木)の8時30分から17時15分まで(金曜日は19時まで)。</li> <li>ただし、土曜、日曜、祝日は受け付けできません。</li> <li>郵送の場合は、平成30年6月14日までの消印のあるものに限り受け付けます。</li> </ul>
申込用紙 請求先	<ul style="list-style-type: none"> <li>申込用紙は佐々町役場総務課で交付します。</li> <li>申込用紙を郵送で請求する際は、封筒の表に「職員採用試験申込用紙請求」と朱書きし、希望する試験職種を明記のうえ120円切手を貼ったあて先明記の返信用封筒(角形2号/33cm×24cm)を必ず同封してください。 ※ 切手代が不足する場合は不足分着払いとなります。</li> </ul>
試験の申込 方法及び申 込上の注意	<ol style="list-style-type: none"> <li>申込用紙に必要事項を記入し、佐々町役場総務課へ提出のうえ、受験票を受け取ってください。</li> <li>申込書を郵送される方は、封書(簡易書留扱い)にしてください。なお、郵便はがき欄に受験者本人のあて先を明記し、62円切手を必ず貼ってください。 ※ 持参される場合は、切手を貼る必要はありません。</li> <li>申込の際は、必ず申込書に写真を貼ってください。 写真は申込前6か月以内に、帽子をかぶらないで正面から上半身を撮影したもので、本人とはっきりわかるもの (縦5.5cm、横4.5cm程度のもの) ※ 写真のない場合は受付できません。</li> </ol>

実務経歴書 及び資格免許証の写し	<p>(1) 申込用紙を交付するときに、実務経歴書の様式も交付しますので、必要事項を記入し、申込用紙の提出の際に一緒に提出してください。</p> <p>(2) 実務経歴書の「資格免許の種類」欄に記載した全ての資格免許証の写しを合わせて提出してください。</p>
個人情報 の取扱い	<p>受験申込者及び第1次試験合格者から取得する個人情報は、佐々町の職員を採用するという目的を達成するために利用するものであり、職員採用に係る業務に必要な範囲でしか利用しません。</p>

## 8. 合格から採用まで

- (1) この試験の合格者は、採用候補者名簿に登載され、その中から佐々町長によって採用者が決定されます。
- (2) 合格者の数は、採用見込者数と辞退見込者数を基礎として決定します。
- (3) 受験資格がないことが判明した場合、合格を取り消します。また、申込書記載事項が正しくないことが判明した場合は、合格を取り消すことがあります。
- (4) 採用から6か月間は条件付採用期間（試用期間）となり、その期間良好な成績で勤務した場合に正式採用となります。

## 9. 給与

給与は、佐々町の職員の給与に関する条例に基づいて支給されます。

(参考：初任給は、新大卒者 168,600 円、新高卒者 147,100 円ですが、在学期間や勤務経験等により換算月数を計算して初任給に加算して決定されます。その他、通勤手当や住居手当、時間外勤務手当など各種手当があります。各種手当を含む平均給与月額は、352,473 円 (39.5 歳) です。)

## 10. 問い合わせ先

佐々町役場 総務課 総務班 TEL0956-62-2101

(〒857-0392 長崎県北松浦郡佐々町本田原免 168 番地 2)